

『新型コロナウイルス感染症』ガイドライン

当園における『新型コロナウイルス感染症』のガイドラインです。引き続き、基本的な感染拡大防止対策の徹底はもちろんのこと、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2022 年4月1日改訂

		2022年4月1日改訂
	内容	園の対応
CASE1	ご家族が濃厚接触者と接触した 例) 園児の兄の友達の家族が感染した 保護者の職場で感染がでた	・濃厚接触者に指定されていないので園児は通常通り登園・保護者への通知はなし
CASE2	ご家族が濃厚接触者に指定された	・該当家族の園児は自宅待機・園全体の保育は実施・保護者への通知はなし
CASE3	園児・職員が濃厚接触者に指定された 例)園児のご家族が感染した 感染した人と濃厚接触した等	・感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して7日間の出席停止(PCR 検査の結果や接触状況によって期間が変わる場合もあり)・園全体の保育は実施・保護者への通知はなし
CASE4	園児・職員が感染 (陽性と判明した場合)	■対応の詳細について ・陽性者の確認後、一斉メールにより保護者に連絡の上、随時降園開始 お迎えが可能なご家庭は直接園にお迎えに来ていただきき、お迎えが難しい場合は保育終了時間 まで保育は可能です。バスの運行については、原則通常運行いたしますが、状況によって判断 ・陽性者は陽性の判定日翌日より10日間の出席停止(保健所の指示に準じる) ・陽性者が出席停止期間明けに登園する場合の送迎は、必ず濃厚接触家族以外の陰性の方(陽性者の 同居家族は自宅待機期間が終了してからの登園をお願いいたします) これまでよりも早い段階での保育開始と保護者の方の社会的影響を最小限にするために、陽性者が 判明した場合にクラス・学年等を公表させていただく可能性があります。休園・学級閉鎖の基準は 「府立学校における今後の教育活動等について」、大阪府健康医療部「事業所内の濃厚接触者確認 フロー」を参照し、保育の特性を鑑み作成しております。 ■園内での濃厚接触者候補者の特定の定義 ○陽性者が陽性と判定された日の2日前から判定日までに ・陽性者と同じパスに常に接触した状態で15分以上乗った場合 ・陽性者と同じパスに常に接触した状態で15分以上乗った場合 ・陽性者と同じパスに常に接触した状態で15分以上乗った場合 ・陽性者と同じのパスに常に接触した状態で15分以上会話があった場合 ・陽性の場合は陽性者と同じ(保健所の指示に準じる) ・陰性の場合は陽性者と同じ(保健所の指示に準じる) ・陰性の場合は陽性者と同じ(保健所の指示に準じる) ・陰性の場合は陽性者と同じのは、結果が確定するまでの期間 出席停止 ・緒果が陽性の場合は陽性者と同じ人保健所の指示に準しる) ・陰性もとますので、3日間の健康観察をお願いします(出席可) ■休園、学級閉鎖について ・陽性者が判明した場合、濃厚接触者の特定、消毒作業を行い、状況に応じて下記の対応を行う。 ①「陽性者及び濃厚接触者が学級内において複数(15%以上)確認された場合 ⇒原則3日間の学級閉鎖 ②複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 ⇒原則3日間の外園 ③複数の学年 を閉鎖することに加え、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、園全体で感染が広がっている可能性が高い場合 ⇒原則3日間の休園

※新型コロナウイルス感染症対策での欠席は、欠席扱いにはなりませんのでお申し出ください。 (参考)

- ※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触したもののうち
 - 「感染者」と同居あるいは長時間の接触(社内、園内、飛行機内等を含む)があった者
 - ・手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者(周囲の環境や接触の状況等、 個々の状況から、患者の感染性を総合的に判断する)など

参考資料: 文科省 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱い等について